

大阪狭山市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年(2018年)10月24日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
小原一浩

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 広報・魅力発信グループ

- ・広報事業
- ・魅力発信事業

(2) グリーン水素シティ事業対策室

- ・グリーン水素シティ事業推進室管理事業
- ・グリーン水素シティ事業対策室管理事業

2 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年8月31日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成30年9月7日から平成30年9月26日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、広報・魅力発信グループの一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

【広報・魅力発信グループ】

契約に係る事務において、情報公開条例第6条第1号、2号及び5号に規定する情報が記載されているにもかかわらず部分開示の扱いとなっていない起案書が見受けられたので、今後は適正な事務処理に改められたい。